

大台町における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 推進体制

(1) 担当窓口

この方針の担当窓口は、町民福祉課（以下「担当課」という。）とする。

(2) 調達の方法

庁内各課等が調達を円滑に進めることができるよう、担当課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を庁内各課等に提供する。

6 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、公表する。

7 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じてこの方針の見直しを行うものとする。

8 施行日

この方針は、平成26年3月1日から施行する。

令和5年度 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

1 目標とする金額

前年度実績を上回るように努める。